



就労支援金

海老名市社会福祉協議会

概要

令和4年4月1日以降に開講した研修で都道府県が指定した研修機関が実施する研修を修了し、それぞれの要件に該当する方に就労支援金の交付ができます。

助成対象 研修

- 1 介護職員初任者研修
- 2 介護支援専門員研修(新規・更新)
- 3 主任介護支援専門員研修(新規・更新)

対象者

(全研修共通)

研修修了日の翌日から起算して1年以内に市内の介護事業所等に就労又は勤務しており、支給申請時においても6か月以上継続して就労している者。

(介護支援専門員又は主任介護支援専門員の場合)

支給申請時において介護支援専門員として介護サービス計画の作成業務に携わっており、又は主任介護支援専門員として業務に携わっている者。

期間

要件に該当した日から翌年同日の前日まで

助成額

- 1 上限40,000円 ※先着順となります。
- 2及び3 上限40,000円ただし研修受講料の2分1 ※先着順となります。

申請書類

- ・ 介護職員就労支援金交付申請書 (第1号様式)
- ・ 就労証明書 (第2号様式)
- ・ 研修修了証明書等の写し
- ・ 研修受講料の領収書及び他からの助成がある場合は助成額のわかるもの
- ・ 介護支援専門証等の写し (介護支援専門員、主任介護支援専門員の場合)

社会福祉法人

海老名市社会福祉協議会

TEL: 046-235-0220

詳細はWEBよりご確認ください。

海老名市社会福祉協議会

検索